

奈良県介護保険課 全施設・事業所向け集団指導 プログラム

1 各種申請・届出について

2 各種報告・危機管理について

3 運営基準について

4 その他留意事項

- ・ 管理者の責務・兼務
- ・ 処遇改善加算
- ・ 同一建物減算
- ・ 経過措置が終了する事項について
- ・ お問い合わせについて
- ・ 本県の担当部署一覧

1.各種申請・届出について

1 各種申請・届出について

各種 申請書・届出書の**様式**が、

令和6年4月より **変更**になりました

(厚労省の標準様式に準拠)

 **新しい様式をダウンロードして作成してください**

1 各種申請・届出について

体制届について

！ 各加算の要件を充たしているかご確認ください
※現在取得している加算の要件が変わる場合もあります

！ 体制届の提出が必要かご確認ください
※介護保険課のHPをご確認ください

体制届×切：居宅系サービス→加算を算定したい月の前月15日迄
施設系サービス→加算を算定したい月の1日迄

1 各種申請・届出について

変更届について

	事前相談	変更届の提出期限
原則 (下の場合以外)	不要	変更後10日以内

例外

施設系サービスの管理者変更	不要	変更日の2週間前まで
施設・事業所の移転	要	事前相談後、移転予定日の1ヶ月前まで
工事を伴う場合	要	事前相談後、変更予定日の前々月の末日まで
定員を増やす場合	要	事前相談後、変更予定日の前々月の末日まで

1 各種申請・届出について

更新申請について

6年ごとに更新手続きが必要です

事前に介護保険課から通知を送ります

速やかに対応ください

※更新申請については、電子申請・届出システムでの申請も可能
電子での申請の場合は事前に介護保険課までご連絡ください

1 各種申請・届出について

休止届・廃止届について

⚠ 最終営業日の**1ヶ月前までに**届出をお願いします

⚠ 休廃止の日付は、**最終営業日**を記載してください

(例)令和6年3月31日まで営業し、4月1日から休止する場合

休止の日付→ ○ 令和6年3月31日

× 令和6年4月1日

⚠ 休止が可能な期間は、原則 **1年間**です
休止中の事業は、再開届が受理されなければ更新を受けられません

1 各種申請・届出について

業務管理体制の届出について

(厚労省ホームページより)

事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制整備の内容	業務執行の状況の監査を定期的実施		
	業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備		
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

業務管理体制の整備に関する届出システム（電子）もご活用ください

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

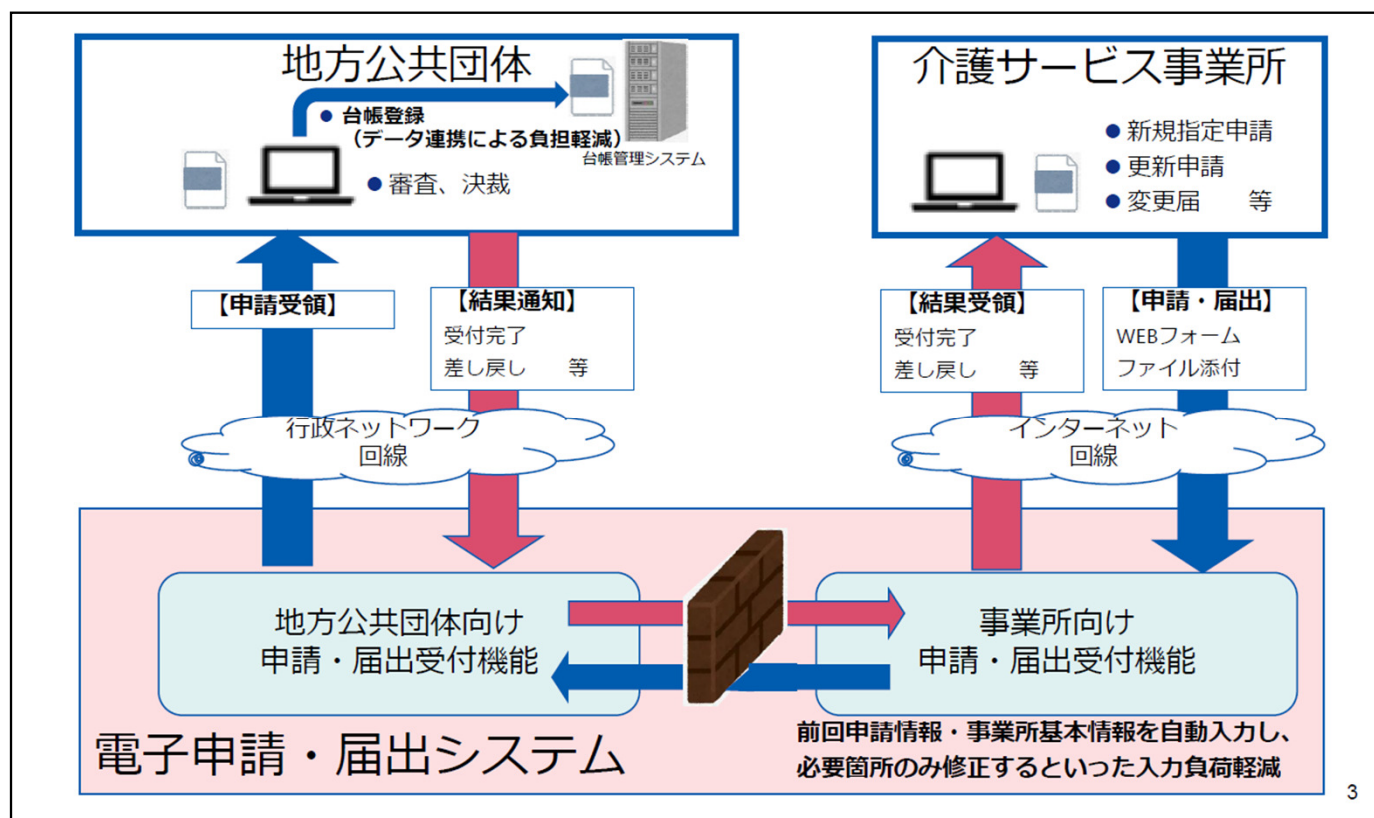
区分	届出先
[1] 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣(注1)
[2] 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域(注2)に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
[3] 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
[4] 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
[5] 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事)	中核市の長
[6] 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長



電子申請・届出システムについて

1. 各種申請・届出について

オンラインで、新規申請・更新申請・変更届等の提出ができるようになります
奈良県では、**令和6年10月から更新申請の受付を開始しています。**
来年度より順次受付を拡大し、県HPにてお知らせします。



ご利用には
GビズIDが
必要です

★ GビズIDの取得についてのお願い

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

電子申請届出システムや経営情報DBのログイン時に必要なIDになります。

【ID取得方法】

○書類郵送申請

- ・ ID発行まで約1週間必要
- ・ 印鑑証明等が必要

○オンライン申請 ※主に株式会社、有限会社、合同会社の方が対象

- ・ 最短即日発行
- ・ マイナンバーカードと読み取り可能スマートフォンが必要

詳細については、デジタル庁HPをご確認ください。



発行には時間を要することがあるので、事前に準備をお願いします

2.各種報告・危機管理について

- ① 介護サービス情報公表システム
- ② 災害時情報共有システム
- ③ 経営情報の報告データベース
- ④ リスクマネジメント
- ⑤ 事故報告

1 介護サービス情報公表システムについて

既存の施設・事業所は、前年度に介護報酬の対象となるサービスの対価として100万円を超える支払いを受けた場合に、報告が必須となります

! 報告忘れがないかご確認ください

! 情報に変更があった場合には、更新をお願いします

2 災害時情報共有システムについて

災害時に、被災状況の報告を行っていただくことで、国や県が迅速に被災状況の把握・共有を行い、支援が必要な施設等に対し迅速かつ適切な支援を実施できる



災害想定訓練※を実施する際は、対象施設・事業所あてに事前に通知等を行いますので、ご参加をお願いします

※システム上で、被害状況についての報告を行っていただく

3 経営情報の報告について

既存の施設・事業所は、前年度に介護報酬の対象となるサービスの対価として100万円を超える支払いを受けた場合に、報告が必須となります



報告期限は毎会計年度終了後3ヶ月以内
(※初年度は令和7年3月まで)

4

リスクマネジメントについて



リスク予防には、施設・事業所全体で取り組むことが重要です

情報の共有→分析→
具体的な対策

対応責任者やマニュアル
を定期的に見直す

全ての職員が適切に対応で
きるように準備

5 事故報告書について

▲ ! 以下の場合、**県と市町村の両方**にご提出ください

- (1) サービス提供時の利用者の事故のうち、医療機関で受診した場合または入院した場合で、新たに心身に障害が加わるおそれや、要介護度が現在より重度になるおそれがあるもの
- (2) 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- (3) その他、火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

3. 運営基準について

- ① 協力医療機関について
- ② 身体拘束の廃止について
- ③ 高齢者虐待防止の措置について
- ④ 業務継続計画について
- ⑤ 重要事項等の掲示について
- ⑥ 認知症介護基礎研修について

1

協力医療機関について

(厚労省ホームページより)

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】
< 現行 > なし	< 改定後 > 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。
算定要件等	
	○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

！ 経過措置の終了

令和7年4月より、**短期入所生活介護、短期入所療養介護**についても減算対象となる

小規模事業所等における取組事例等の適正化に関する取組状況を追跡把握し、未実施又は適正化に向けた取組の強化を求

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

< 現行 >
なし

< 改定後 >

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし

< 改定後 >

業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

R7年4月より、BCPの策定を行っていない場合、すべての事業所※で減算

※ 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

経過措置が終了するため、ご留意願います。

5 重要事項等のWEB掲示について

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要	【全サービス】
○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】 （※令和7年度から義務付け）	

第239回社会保障審議会介護給付費分科会 資料

⚠ 経過措置が終了し、令和7年から義務となりますのでご留意願います！

6 認知症介護基礎研修の義務付けについて

○令和6年4月からの義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、
介護サービス事業所が認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

認知症介護基礎研修とは

⇒認知症介護の基本を学ぶための入門的な研修
e ラーニングシステムにて実施

詳細については、
HPを確認！



新規採用者は1年以内に受講の必要あり！